

あつぶる園規則

株式会社 林檎舎ノア

第1章 総 則

（名称及び所在地）

第1条 株式会社林檎舎ノアが設置する本保育園の名称及び所在地は、次の通りとする。

（1）本園 名称 あっぷる園

所在地 神奈川県大和市南林間一丁目8-3 南林間合同ビル2階

（2）分園 名称 あっぷる園 分園

所在地 神奈川県大和市下鶴間2792-18

（施設の目的、基本的義務）

第2条 本保育園は児童福祉法に基づいて、第二種社会福祉事業として、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 本保育園は、保育の提供にあたっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

3 本保育園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、入所児童の状況や発達過程に踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 本保育園は、入所児に属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

5 本保育園は、神奈川県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）その他関係法令・通知等を尊守し、事業を実施するものとする。

（経営理念、クレド、保育理念、保育目標、保育方針）

第3条 本保育園の経営理念、およびクレドは以下の通りとする。

子どもは社会の宝・未来の宝

あっぷる園はみんなの居場所・つながる場所・育ち合う場所

<クレド>

（1）社会の宝・未来の宝である子どもたちが自らの可能性に気付き、たくましく成長できるよう、あらゆる資源を活用して、大切に育てます。

（2）子どもたち、保護者、地域の人々、職員、みんなにとってホッとできる居心地の良い場所となる園を目指します。

(3) 日々の保育を通じて地域に根ざし、人々のつながりを深め、子育てのしやすいまちづくりに貢献します。

(4) 園に関わる全ての人が、お互いを支え合い、育ち合える関係を育んでいきます。

(5) 園を利用した人々が、その後もつながりを感じられるご近所さんでありたいと願います。

2 本保育園の保育理念は以下の通りとする。

子どもの生きる力を信じて、無限の可能性を引き出し、国際社会で生きるための力を育む

3 本保育園は、次の通り児童を育成することを保育目標とする。

(1) 心身ともに健康でたくましい子ども

(2) よくあそび、よく考え、探究心を持つ子ども

(3) やさしく、思いやりのある子ども

(4) 相手の気持ちを理解し、自分の気持ちをしっかり伝えられる子ども

(5) 何事にも挑戦しようとする意欲のある子ども

(6) 柔軟で豊かな感性をもつ子ども

4 本保育園の保育方針は以下のとおりとする。

(1) 子どもの心と体の健康、そして安全を基本として、子どもが1日1日に満足がいくように温かい保育を行う

(2) 様々な遊びから自発的に体や脳を働かせ、運動能力や社会性、非認知能力、表現力、探究心を育む

(3) 子どもの意欲や感情、個性を大切にし、寄り添い、自己肯定感を高める

(4) 特別活動や知育・食育等を通じて子どものさらなる可能性の芽を伸ばす

(提供する保育等の内容)

第4条 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき、次に掲げる保育等の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（第16条に規定する時間において提供する保育という。以下に同じ。）

(2) 養護と教育の一体的な提供

(3) 食事の提供

(4) 子育て家庭に対する支援

(5) 延長保育事業

(6) 一時預かり事業

(7) その他保育に係る行事等

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 本保育園には次の職員を配置する。なお、職員数は、県条例第46条第2項に定める基準を下回らない数とし、入所児童数によって変動することがある。

- (1) 園長（補佐として副園長を置く場合がある） 1名

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 主任保育士 1名

主任保育士は、園長を補佐するとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園の方針、保育内容やその他マニュアル等に従ってクラス運営が行えるよう、保育士等を総括する。

- (3) リーダー保育士 2名

主任保育士の補助をするとともに、保護者や地域の子育て家庭に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育士を総括する。

- (4) 保育士（保育士とみなされる者を含む） 11名

保育士は、保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- ア) 専門保育士 4名

リーダー保育士の補助をするとともに、担当分野について知識の向上を図り、保育に活かし、他の保育士へ助言する。

- イ) 上級保育士 3名

リーダー保育士や専門保育士の補助をするとともに、担当分野について知識の向上を図り、保育に活かし、他の保育士へ助言する。

- (5) 保育補助（幼稚園教諭免許所有者、子育て支援員含む） 3名

保育補助は、クラス活動が円滑に行われるよう保育士の補助を行う。

- (6) 事務員（兼務する場合がある） 1名

事務員は園運営に関する事務全般の業務を行う。

- (7) 栄養士（又は管理栄養士） 1名

栄養士（又は管理栄養士）は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務及び監督を務め、栄養管理と食育を行う。

- (8) 調理員（調理師・調理補助） 3名

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

- (9) 用務員 2名

用務員は、園内の清掃やその他雑務を行う。

- (10) 嘴託医 1名

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(1 1) 嘴託歯科医 1名

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

- 2 前項に掲げる者の他、必要に応じその他の職員を置くことができる。
- 3 処遇改善の対象となる役職等については、別途、給与規定に整備し、辞令を交付することとする。
- 4 月に1回以上、職員全体の会議を開催し、職員全体が常に保育園全体を把握できるよう努めなければならない。

(職員の資格)

第6条 園長を除く職員は、県条例第46条に該当する者のうちから園長が任命し、施設の長たる園長は取締役会の同意を得て園長が任命する。ただし、保育士については、児童福祉法第18条の6第1項のいずれかに当該し、かつ法第18条の6の規定により、保育士の登録を受けた者であることを要する。

- 2 前条第3項に定める処遇改善の対象となる役職については、園長が任命する。

(職務の心得)

第7条 職員は、この規則及びこれに付属する諸規程を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

- 2 職員は、職務上知りえた入所及び児童家庭環境等の個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 保育者は豊かな人間性と倫理観、向上心を持ち、変わりゆく保育を理解し、実践する。

第3章 文 書

(文書の取り扱い)

第8条 文書は、「あっぷる園文書取扱規程」に基づいて処理しなければならない。

第4章 定 員

(認可定員)

第9条 本保育園の認可定員は78人とし、クラス編成は次の通りとする。

	分園	本園
0歳	6名	

1歳	12名	
2歳		15名
3歳		15名
4歳		15名
5歳		15名

(利用定員)

第10条 本保育園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通り定める。

- (1) 法第19条第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）本園 45人
- (2) 法第19条第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 分園 12人 本園 15名
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 分園 6人

第5章 利用の開始及び終了

(利用の開始に関する事項)

第11条 本保育園は、大和市から保育の提供について委託を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、利用開始時において、生後8週間に達した児童であることを要する。

(利用の終了に関する事項)

第12条 本保育園は、次の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 入所児の保護者が、法令等に定める支給要件に当該しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じ、市町村と協議の上、終了が適当と認められるとき

第6章 入所児の処遇

(平等の原則)

第13条 本保育園は、児童又はその保護者の国籍、信条、社会身分又は保育に要する費用を負担するか否かによって差別的扱いをしない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第14条 本保育園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 前項に掲げるものの他、保育に必要な経費として別表1に定める費用を保護者より徴収できる。

(保育の提供を行う日、保育の提供を行わない日)

第15条 保育を提供する日については、次のとおりとする。

- (1) 保育の提供を行う日 月曜日から土曜日
(2) 保育の提供を行わない日 日曜日、国民の祝日及び年末年始
(12月29日から1月3日)

(保育の提供を行う時間等)

第16条 保育を提供する時間は、次に定める範囲において、保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合には延長保育を行う。

(1) 開所時間

保育標準時間 7時00分から18時00分（月曜日から土曜日）
保育短時間 8時30分から16時30分（月曜日から土曜日）

(2) 延長保育

保育標準時間認定 18時00分から20時00分（月曜日から金曜日）
18時00分から19時00分（土曜日）
保育短時間認定 7時00分から 8時30分（月曜日から土曜日）
16時30分から20時00分（月曜日から金曜日）
16時30分から19時00分（土曜日）

※ 土曜日保育は、本園で合同保育を行います。

2 延長保育は、家庭の状況などによって保護者から申出を受けて行い、別表2に定める延長保育利用料を保護者より徴収する。

(登退園)

第17条 登退園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(保育内容)

第18条 保育所保育指針（平成29年3月31日 厚生労働省告示第117号）に準じて保育計画を定め、各々の年齢・発達に応じた保育を行う。園生活は家庭生活の延長線上であるという認識の下、子どもに寄り添い、温もりある保育を提供する。年齢別の活動と

とともに、異年齢が交わる活動にも配慮し、心の育ちを助長する。また、園の特色である専門講師による英語レッスンや体操、水泳を行うことにより、楽しみながら身体機能や考える力、英語コミュニケーション能力の向上を図る。

(虐待の防止のための措置)

第19条 本保育園は、入所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等、次のような措置を講じるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- (3) その他、入所児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、入所児に対し、県条例第10条及び第11条の規定により、次のような身体的苦痛又は精神的苦痛を与える、人格を辱める等の行為を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る、体罰等、直接入所児の身体に外傷を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること
- (4) 強引にひきずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えない又は無理に食べさせること
- (6) 入所児の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉かけ（呼び捨て、怒鳴る等）や入所児をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 本保育園を退所させる旨脅かす等、言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 当該入所児を無視すること

(児童虐待防止法遵守)

第20条 職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関及び大和市に通報するものとする。

(家庭連絡)

第21条 本保育園は、入所児の保護者と常に密接な関係を保ち、入所児の日々の様子や成長、保育園の運営及び保育方針について、連絡帳、クラス懇談会、個人面談、園だよりなどを通じて保護者に知らせるとともに、保護者の理解と協力を得るものとする。

(行 事)

第22条 日課及び年間行事は別に定める。

(欠 席)

第23条 入所児が欠席する場合には、保護者は口頭又は書面で園長に届け出ること。

(休 園)

第24条 入所児又は入所児の同居家族に伝染病などが発生し、他の入所児に感染の恐れがあると園長が認めた場合は、休園を命じることが出来る。

2 本保育園は、火災、その他の災害により保育を継続できないと判断したときは、大和市に報告及び相談の上、休園とすることができる。

(健康管理)

第25条 園長は常に入所児の健康を留意し、入所時及び年2回以上の健康診断を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者及び調乳業務を行う職員は、毎月検便を実施するものとする。(調理員は10月～3月の間、ノロウィルスの検便を必要に応じて行う。)

(要望・苦情等)

第26条 本保育園は、利用者からの要望・苦情に対し、適切かつ円滑な解決に努めるため、体制の整備やマニュアル等を作成するとともに、利用者に対し、苦情解決の仕組みについて周知することとする。

第7章 非常災害対策等

(非常災害対策)

第27条 本保育園は、非常災害に備え、入所児の安全を確保するための具体的なマニュアル等を作成することとする。

2 本保育園は、マニュアル等に基づき、入所児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、入所児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 本保育園は少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 本保育園は、前項における訓練の結果を踏まえ、マニュアル等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(緊急時における対応方法)

第28条 本保育園の職員は、保育の提供を行っているときに、入所児に病状の急変、その他緊急事態生じたときは、速やかに嘱託医又は入所児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、大和市及び入所児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 本保育園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録をするとともに、事故の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

第8章 その他

(子育て家庭に対する支援)

第29条 本保育園は次の地域の子育て支援を実施する。

(1) 育児・子育て相談

(2) 体験交流

(3) 世代間交流

2 前項に掲げる事業に関する実施方法に関しては、園長が状況を見極め、保育園の発行する案内にて告知する。

(一時預かり)

第30条 本保育園は、一時預かり事業を実施する。

2 前項に掲げる事業に関する実施内容は、大和市の実施する一時預かり事業実施要綱に準拠する形の内容とする。

3 一時預かり事業に関する利用料は、別表3のとおりとする。

(記録の整備)

第31条 本保育園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則第18条に規定する通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

第9章 雜 則

(本規則の改廃)

第32条 この規則を改正、廃止するときは、園長、主任、リーダー保育士に意見を聞いた上で、株主総会にて承認を得るものとする。

附則

この規則は、平成 27年 4月 1日から実施する。
この規定は、平成 30年 4月 1日から改訂、実施する。
この規定は、平成 31年 4月 1日から改訂、実施する。
この規定は、令和 1年 10月 1日から改訂、実施する。
この規定は、令和 3年 2月 25日から改訂、実施する。
この規定は、令和 7年 8月 1日から改訂、実施する。

別表1（第15条関係）

費用の種類 ※2	支払を求める理由	金額 ※1
給食主食費（3歳以上児）	給食の提供のため	月額 1,000円
給食副食代（3歳以上児）	給食の提供のため	月額 4,500円
水泳指導料（3歳以上児） (7月・8月)	水泳指導の提供のため	7月4回 6,000円 8月3回 4,500円
いも掘り代（3歳以上児参加者のみ）※年1回(雨天時中止の場合あり)	いも掘り参加料として	240円／回
オムツ代	おむつ使用のため	50円／枚
パンツ代	パンツ使用のため	250円／枚

- ※ 1 実費額を徴収する際には、利用者へ別途、支払いを求める理由及び金額を通知する。
- ※ 2 費用の種類の細目について、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び支払いを求める理由を保護者に説明し、同意を得た上で負担を求めることができる。
- ※ 3 費用の支払い方法で、口座振替を利用する場合の手数料88円は利用者の負担とする。

別表2（第17条関係） 延長保育利用料

利用時間		負担額 (月額)	負担額 (日額)
保育標準時間	18時00分から18時30分	2,500円	400円
	18時00分から19時00分	5,000円	800円
	18時00分から19時30分	7,500円	1,200円
	18時00分から20時00分	10,000円	1,600円
保育短時間	7時00分から17時30分	2,500円	500円
	7時00分から18時30分	5,000円	1,000円
	7時00分から19時00分	7,500円	1,500円
	7時00分から20時00分	10,000円	2,000円
補食	18時以降	一食 90円	

備考 1 保育標準時間：1日11時間まで ／ 保育短時間：1日8時間まで

2 利用承認を受けた場合の負担額：月額欄

利用認証を受けずに利用した場合の負担額：日額欄（一月に1回のみ）

別表3（第31条関係） 一時預かり利用料

年齢	利用料	給食費	おやつ代
3歳未満児	1時間 1,000円	日額 300円	日額 100円
3歳以上児	1時間 800円	日額 300円	日額 100円